

令和元年度（2019年度）第3回吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和元年10月11日（金）	開催時刻	午後6時30分～8時31分
場 所	吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室		
出席者	埋橋委員、山本委員、孫田委員、横沼委員、植田委員、武内委員、水木委員、清水委員		
欠席者	峯本委員、林委員、渡邊委員、粉川委員、高田委員、山中委員		
事務局	<p>【児童部】</p> <p>中野児童部長          子育て支援課：堀課長、山之内課長代理、芦田主査、橋詰係員          子育て給付課：高田課長          家庭児童相談課：門田課長          のびのび子育てプラザ：宮所長          保育幼稚園室：北澤室長、安井参事、伊東参事、辻野参事、小林参事、湊崎参事、金場主幹、笹川主幹、武田主幹、松永主幹、平野主幹、田中（隆）主幹、遠藤主査、真殿主任、田中主任          こども発達支援センター：岸上センター長</p> <p>【健康医療部】</p> <p>保健センター：山野参事</p> <p>【地域教育部】</p> <p>落次長          青少年室：小川主幹          放課後子ども育成課：林課長、山本参事</p>		
傍聴者	一般 4人		
案 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等について</li> <li>2 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画素案について</li> <li>3 吹田市子ども・子育て支援事業計画平成30年度施策・事業実施報告について</li> <li>4 留守家庭児童育成室の委託について</li> <li>5 その他</li> </ol>		
事務局	<p>定刻がまいましたので、ただ今から令和元年度第3回吹田市子ども・子育て支援審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>なお、峯本委員、渡邊委員、粉川委員、高田委員、山中委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。出席者が半数以上なので、本日の会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>それでは早速、埋橋会長に進行をお願いしたいと存じます。</p>		
会長	<p>本日の会議開催にあたり、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。</p>		
事務局	<p>本日の傍聴についてご報告いたします。本日の傍聴希望者は4名です。既に入場いただいております。</p>		
会長	<p>議事に入る前に、まず本日の資料等について事務局からお願いします。</p>		
事務局	<p>（傍聴についての注意点） （資料の確認）</p>		
会長	<p>それでは、議事に入ります。お手元の次第の案件順に進めます。案件1「特定教育・保育施設等の利用定員の設定等について」説明をお願いします。</p>		
事務局	<p>資料に訂正部分がございます。資料1「特定教育・保育施設等の利用定員</p>		

の設定について」の【2・3号認定子ども】の中にある「トレジャーキッズかすが保育園」の利用定員の欄ですが、現在2号が15、0歳児が9、1・2歳児26、小計50となっておりますが、正しくは2号が18、0歳児が6となります。従いまして、3号認定の小計が32、小計50になります。

そうしましたら説明いたします。新たに保育所や認定こども園等の特定教育・保育施設が開所や定員増した場合には、認可とは別に確認を受ける必要がございます。この確認の中で、認可定員とは別に給付費の積算等に適用されます利用定員の設定を行うこととなっており、この設定にあたっては市が設置する審議会等においてあらかじめ意見を聞くこととなっています。本日は、令和元年10月1日より春日1丁目に新たに開所いたしました、トレジャーキッズかすが保育園の利用定員について本審議会でご意見をいただきますようお願いいたします。なお、子ども・子育て支援法第31条第2項におきまして、市町村長は特定教育・保育施設と利用定員を定めようとする時は、あらかじめ審議会等においてその意見を聞かなければならない旨定められておりますので、本審議会を9月中に開催してご意見を聞く予定でしたが、諸事情により今回審議会の開催を10月に変更しましたので、開所後にご意見を聞くこととなってしまいました。そのため、トレジャーキッズかすが保育園につきましては、本日の審議会でご意見をいただいてから利用定員の設定及び確認を実施し、10月1日に遡ってさせていただきたいと考えております。また、岸部北5丁目にあります、あびによん保育園は増改築の工事を実施し、令和元年8月26日より認可定員を120人から140人に増加する変更をしております。本日の配布資料にも掲載しておりますが、子ども・子育て支援法におきまして既存施設の利用定員の増加に関しましては、審議会においてご意見をいただく規定はございませんが、都道府県知事に対して協議が必要とされております。そのため、あびによん保育園の定員変更に関しましては、この審議会では報告案件としております。

(資料1の説明)

- 会長 案件1について、ご意見、ご質問はありませんか。
- 委員 トレジャーキッズですが、下の注意欄で書いているのですが、2号認定の利用定員が18ということで訂正されました。認可定員としては48人ということですが、これは基本的には48人まで入れるということですよ。
- 事務局 2号認定で48人まで含めて、最大80人まで受入可能です。
- 委員 現在の利用定員は18ということですか。
- 事務局 現在の利用定員は、特に4・5歳については入園希望者が少なかったので、設定としては18人としています。
- 委員 さらに増えた時には審議会にかけることなく、先生の数で足りていれば設備面などは48人までは無条件に入れるということですよ。
- 事務局 はい。受け入れられる数の施設になっています。
- 委員 非常に細かい話になるのですが、この利用定員の設定は毎年変えられるのですか。それとも2年の猶予期間があった後の段階で変えられるのですか。多分、今年は開所の年なので少ないと思いますが、来年は持ち上がりになって増えると思います。そうした時に利用定員によって単価が決定されます。少ない定員のほうが、単価が高いです。それを2年間続けられたら、本来払うはずよりも高い設定の金額を払うこととなります。元々15人しか入らないから15に設定するというのは、いかがなものかと思うのですが。
- 事務局 開所当初の保育所に関しては、これまで2年間でほぼ定員どおりの受け入れができるというようなことになっています。先ほど申し上げたように、4歳・5歳のお子さんがどうしても開所の時には定員までご希望がないことが多くありますので、そういう状態になることが多いです。新規施設に関して

は、認可定員で設定することが基本になりますが、開所当初ということで利用希望がない場合については開所後1～2年は利用希望がない範囲内で利用定員を少し調整しています。今回2号認定については18人で設定していますが、来年度は2号認定のうち3歳児の方が4歳児になり、3歳児の方がまた新しく2号認定となりますので、来年度にまた利用定員の変更はさせていただきます。そこでまた、認可定員を基本にすることになりますが、どうしても5歳児の利用希望がない場合はその範囲で調整をさせていただくことが来年度ございます。最大で開所後2か年だけは利用定員の調整をさせていただいています。来年度もう一度変更させていただいて、そこで認可定員まで埋まればそうですし、どうしても差が出てくる状況であれば2段階で変更することを想定しております。これは基本的には開所後2年のみの取り扱いとさせていただいています。

委員 そうしましたら、来年度もう1度定員変更があり、再来年度にもう1度定員変更があると考えてよろしいですね。

事務局 ただ、例えばですが、1年で認可定員にするという場合は、もうかけないです。例えば今の50から60に変えるとかいう時は、当然再度かけさせていただく。園のほうには認可の際に、保育士確保が今回は厳しかったようですが、早急に確保して、元々待機児の多い地域ですので、認可定員までできるだけ早急に受け入れをするようにという意見を付けて認可をしております。

委員 確認ですが、特例のいわゆる弾力化の120%が2年続くとか、そんな形で考えておられるわけではないですね。

認可定員ではなく利用定員の120%は2年最低いけますよね。利用定員が少なかったら設定単価が高くなるので、それは無駄なお金になる。

事務局 その場合については、当然、認可定員まで受け入れてもらうということにはなりません。

会長 よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問がなければ、次の案件2「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画素案について」説明をお願いします。

事務局 (資料3第1章～第3章の説明)

会長 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画素案について、第1章から第3章までの説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

委員 質問ですが、15ページ「保育所・幼稚園・認定こども園等」の表13です。保育所等の公立(か所)が増えているというのは、認定こども園が増えたということで増えているという解釈ですね、あくまで。

事務局 はい。

委員 もう1つ補足ですが、入所定員が2,360に対して2,280と定員割れが起きている。逆に民間のほうが弾力的に入れてるのが現状ということですね。4,503の定員に対して4,606入所されているということですか。

事務局 全体で見ればそのようになるのですが、地域的に空いている公立、定員を超えて受け入れている公立もありますので、それを全部足すと割れているようには見えてしまっています。私立も全体では上回っている形になっていますが、同じことが言えるかと思えます。

会長 他にございますか。よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問がなければ、第4章から参考資料の説明をお願いします。

事務局 (資料3第4章～参考資料の説明)

会長 第4章から参考資料までの説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

委員 100ページの(ウ)の3号認定のA地区の年齢別が「3・4・5歳」となっ

ているが、「0・1・2歳」ですよ。

まず量の見込みのところ、96ページのアからエまでが地区別の認定別の区分だと思いますが、令和2年と令和6年では、3号認定だけを確認しましたら全部足すと240名の増になっています。240名の増、0・1・2歳と考えると6名で1人としたら40名の保育士さんが要するという単純計算です。その次に、後ろの保育の提供の量の確保策のところ、新しく保育所を13か所整備すると言っているのですが、13か所で40人というのはちょっと合わない。ということは逆に言うと、どこかとは言いにくいですが、つぶさないといけない。そういうデコボコが出てくるという考え方ですよ。

事務局

まず、おっしゃっておられるとおり、96ページの3号認定ということで、3号認定となると0・1・2歳とそれぞれ年齢別でみているのはみえています。1歳児がやはり一番多くて、数としては令和4年度の数字になりますが、これと今現在は約180名超えの不足が出ています。それをだいたい60名定員の保育所で考えますと、18か所になってしまいます。ABCで振り分けると、Aが3か所、Bが12か所、Cが3か所、計18か所となります。その中でAについては、だいたい児童数が減ってきたので3か所ということでやれるものはやりたいと思っています。Cについては、施設の有効活用ということで今現在ある施設を活用するということで考えていきたいと思っています。Bについては、公募をせざるを得ない。ただ、計画年度の間で年で見直しがありますので、全て公募するのではなく、約半分に絞った形で公募したいと思っています。箇所数については、101ページからお示ししているとおりで考えているのですが、なかなか私立で公募しても手が挙がってこない、それから認定子ども園についてもなかなか私立で手を挙げていただけないという状況から、公立の有効活用も視野に入れながら進めていきたいと思っています。

委員

その中で、106ページの「保育利用率の目標値の設定について」ということで、3号認定のほうが令和2年では38%だけど6年は40%となっています。現場でみている限りでは、なんとなく育児休業の取得率がすごく高くなっているというのが実感として思っています。育児休業と言うと0歳児の部分というのは、多分24~25%かなと思います。逆に、1歳・2歳が44~45%かなと思っています。そのへんのことも細かくこの目標として40%と言うよりも、保育所をつくることばかりに捉われずに、企業側の育児休業の取りやすさであるとか、子育てへの男性の参加であるとか、そういったことも行政としては、なかなか言いにくいでしょうが、意識として考えてほしいと思います。

それと、128ページの「教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保」ということで、「ウ 人材の確保・育成」で「公私立保育所等の求人情報を一元化し」ということもあります。我々民間の保育士も非常に不足しているのが現状です。近隣市との取り合いじゃないけどそんなことにもなり兼ねないことも含めて、このあたりを充実してもらえれば、もっともっと子育てが吹田市の中で良くなっていくと思っています。建てるだけじゃなくて、建てても結局先ほどの話じゃないですが、60名でも保育士が3名しかいなければ20名ぐらいしかみられないことになりかねませんので、そういうことにならないようにご協力お願いしたいと思います。

それとこれは私見ですが、133ページの「エ 子どもの貧困対策の推進」を進めていかれるようですが、今回10月1日の保育料の無償化を国が決めた中で、やはりこれからどうなっていくのが我々の中でも非常に注目のところですが、1つ言われていることは保育の質の低下です。たくさんの保育施設ができて、保育の質が低下していくのではないかとこのことが言われてい

ます。それともう1つは、現状、高所得者対策ということで、子どもの生活困窮からくる学習低下の問題が今後出てくるのではないかと懸念しています。現場にいますと、保育料が減ったから習い事が1つか2つできるということもありますので、またそういうことがないように、家庭内の生活困窮がそのまま子ども達の学習の格差にならないように、行政としても気を付けていただきたいと思っています。以上です。

委員

重なるのですが、101ページの「(6) 確保方策による教育・保育の提供(確保)量」は、令和4年度の量の見込みがベースとなっているのですが、表の仕組みがよくわからないと言うかおかしいと思ったのですが、一番わかりやすいのが104ページで3号認定を見ると3,975となっています。この数字はどこからきたのかと言うと、これは96ページ一番下の「エ 3号認定」で、令和4年度の909から1,549までを足すと3,975、ここからきていますが、ただこれはあくまで令和4年の段階の数字を入れながら、本当は、令和2年度は3,792名です。3,792名で既存施設が3,224で440です。となってくると、令和2年度としては、本当は128名足りていない。令和3年になると161つくりますよという中では26、令和4年度で84、令和5年度で初めて99名あがってきます。令和6年は余りが62名です。120との整合性が全く取れない。この表自体がナンセンスな表だと思います。

事務局

まず、量の見込みは厚生労働省が示している中間年で一応、一旦それを目標にして計画を作りなさいと。ただ、計画を作るのは5年間の数字を載せなさいとしていますので、先ほど申し上げたとおり、公募も必要な数というのを4年の数字で置き換えています。あとそこから前回の計画みたいに全然足りなかったり、反対にもっといったり、というケースが出てきますので、中間年を含めて一応計画はとりあえず進めますが、中間年の見直しでさらに必要な場合は確保していくという形に、反対にそれほど伸びなければ抑えるというような形になります。それと、3号認定は0から2歳を足した数字です。一番待機児童が多いのは1歳です。0歳は、先ほど育休が大分進んできたということで皆さん取っておられるので、今現在もほぼ足りている状態です。1歳が一番多く、2歳がそれより少し少ないということになります。それを全部足してしまっているからこういう表示になってしまうのですが、あと2号認定もそうなのですが、4歳・5歳は非常に余っています。3歳は不足していますが、4歳・5歳は300名以上400名くらい定員としては余っています。ただ、保育所をつくる時に、例えばですが、1歳・2歳・3歳までの保育所をつくって、4・5歳はナシというのは、認可はできない。各年齢必ず増やしていかないといけないということで、今現在4歳・5歳が要るかと言うと、必要ない地域もちろんあります。地域によっても差がありますので。そういったものを考えて、一応できるだけ有効活用、無駄に保育所をつくってしまうと児童数が減った時に困りますので、既存の施設をできるだけ有効活用しながら必要な地域については進めていきたいというのが今の計画でお示ししている内容と考えています。

委員

先ほどの104ページの2号認定の保育所だけを見ても、既存施設3,893で、広域で351取っているのですが、かたや96ページに戻って令和2年度で言うと3,831名しかいないので、その段階で確かに3・4・5歳のバラつきはありますが、数的には足りているというのが一つ。

それと少し話が変わるのですが、85ページの下に全市の数が書いてあります。3歳から5歳だけを考えた時に、推計としては、例えば令和2年では1,086名ですが、量の見込みとしてはこれに届いてない。127名少ない。と言うことは、127名保育園にも行かない幼稚園にも行かない子どもを想定されているという考えで良いのですか。

事務局 委員	どこにも行かないのはあります。
事務局 委員	行かないということを考えておられるということですね。 はい。
事務局	2年度では127名、3年度は130名、4年度は94名に減るのですが、5年度は176名に増えます。 3歳児が幼稚園にも行っていない、保育所にも行っていないという方が、障がい児の施設に行っておられる方もおられます。ただ、どこにも行かず、本当は行かれていますのですが、いわゆる認可外に行っておられる。吹田でも英語の塾っぽい認可外に行っておられるという方もおられます。どこにも行っておられない方は大分少なくなります。ほとんどのお子さんがどこかに行っておられます。
会長 委員	他にございますか。 116ページの「放課後児童クラブ」、いわゆる学童保育のところですが、今後5年間の数字が出ていて、先ほどもお話しありましたが、前の5年間と大幅に違っているところがあり、中間年で見直しをされたところですが、前回の5年間の中間見直しで20%近く差異があった。国からは10%以上差異があれば、きちんと見直すよにということがあって見直した経緯があります。今回の令和6年度までの数字は、前回の反省の下にきちんと計算されてあるのかというのが一つです。20%離れるということも相当なものだと思うし、それだけのニーズがあるということは直線的な上がり方と言うよりもカーブを描くような上がり方を今後もするのではないかという不安が、学童保育の利用者の増加率を見ると感じるころなので、計算方法を知りたい。 これは前の時にも言ったのですが、事業内容が一番上に書いてあり、小学校の余裕教室等と書いてあります。参酌基準ではあるのですが、専用区画でという文言があり、実際にプレハブを建てていただいてプレハブを学童の部屋として水道施設等をちゃんとしたところがあるので、専用区画と呼んでふさわしいと思う。もちろん空き教室を利用しているところもあるけれど、コンロがあつたり、畳を敷いたり、明らかに工事が入って専用室として扱っているのがあります。専用区画と書けないということは、専用区画にどんなイメージを持たれていて、それから大幅にかけ離れているのか、だから書けないのかと思います。他のところを見ると、例えば114ページの「病児・病後児対応型」では、「病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて」と書いてあるので、ものすごいところで保育を受けることができるけれど、学童保育の子ども達は空き教室、余裕教室なのかという読み方ができる。ここを何とか「専用区画等」という言い方にしたほうが良いのではないかと。前回も同じことを言いましたが、指導員の先生方の資格も今後「放課後児童支援員」という形になるので、他に「看護師等が」と書いてあるところを「放課後児童支援員等が」と書いていただけたらと思う。何故書かないのかというのが2つ目です。 提供体制・確保方策のところでも前回もたくさん書かれてあるところがあると思いますが、一番気になるところが最後のところです。「留守家庭児童育成室とこどもプラザ事業の連携を更に進めて、共通のプログラムの充実を図り、一体型の運営を推進します」と書いてあります。こどもプラザ事業を否定も批判もしないですが、そもそも全然違う事業だとは思っています。連携は今までもずっとされてこられていて、子ども達の参加率も良いと思いますが、「一体型の運営を推進します」となると、読む方はどのように捉えるのか疑問です。今後同じようになっていく、要は指導員が不足しているのをずっとここまで言っている中で、指導員がいないから一緒にやって指導員不足の解消を図るとなると、それは意味が違う。これはそもそも《確保方策・

提供体制」なので、そこにそれを載せること自体困る。「連携を更に進めま  
す」で止めていただいたほうが良いと思っています。実際、学童保育で言う  
と、月曜日から金曜日、月に1度だけ土曜日という形で実施されていますが、  
5日間実施されていることもプラザ事業は何校あるのか。何校もない状態で  
「一体型の運営」という文言があるのは非常に怖い。やっていない日の子ど  
も達はどうなるのかという読み方をされるのも怖いと思う。その文言を修  
正していただきたいのと、5日間やっているのは何校あるのか教えていただ  
きたいのが3つ目です。

提供体制・確保方策なので、必要な文言がほしいと思うところが保育のと  
ころにもいっぱいあるのですが、「最終年度までに」という文言が保育のと  
ころには書かれてあります。ところが、学童保育では、いつかするんだろ  
うな、でも、というような「総合的に検討します」という文言は一般的に読む  
と「やりません」に等しいものかなと読めてしまいます。「〇年度には」と  
いうところが、数字を出している以上は何ができるかという書き方をしてほ  
しいと思っています。5～6年については「総合的に」というところなので、  
どういうことがあれば5～6年が受け入れられるのか、数字以外の何もので  
もないと思う。子どもの数字と指導員の数、この2つの数字が合わない絶対  
できないので。そうなった時に指導員の確保は「再検討します」と書いて  
あるだけです。色々調べて、2016年からずっと市報で指導員がどれだけ募集  
されているのか、4年分バックナンバーを見て調べました。2016年1月号は  
7人の募集でした。同じ1月号だけでたどっていくと、次の2017年は25人の  
募集、2018年は30人の募集、2019年は37人の募集となっていて、現在38人募  
集している状況です。2015年から民間委託が始まり指導員の確保をする  
と言っているのですが、指導員の欠員状態が増えていきます。だから「再検討  
します」という言葉には何を検討するのが見えてこないの、先ほど保育の  
人材も「確保」という言葉が付け加えられたという報告があったと思いま  
すが、もう少し踏み込まないといけないのではないかと思います。そのあたり  
の思いを聞かせてほしい。

138ページのあたりも「こどもプラザ事業」のことがたくさん書かれてい  
るので本当に不安になってしまいます。「キ 特別な配慮が必要とする児童  
への対応に関する方策」ですが、今、配慮が必要な子には6年までもって  
いただいている有難いという声をたくさん聞いています。その中で、いまだに  
「モデル事業として」と書いてありますが、どういうところがちゃんと資料  
として集まれば「モデル事業」ではなくて「本事業」となるのか。もう十分  
指導員の先生方も、配慮の仕方や入り込み方とかを研修等も含めてされて  
いると思いますが、「モデル事業」のままいくということは、指導員不足で  
ひょっとしたらなくなるのではないかと不安があります。いつまでモデ  
ルをするのかも教えていただけたらと思っています。

事務局

まず、量の見込みについては、確かに前回大幅にズレがあったので見直し  
て計算させていただき、その結果、ほぼ同じ推移をしていることがわかりま  
した。ただ、就学前の受け皿の拡充もありますので、前回の1%プラスで計  
算させていただいておりますので、そのへんに関しては前回のように離れる  
ところはないと考えています。余裕教室等ということですが、確かに専用教  
室をつくられているところもあります。これに関しては検討したいと思いま  
す。

5・6年生の受け入れを「総合的に」というところですが、確かに今5・  
6年生を受け入れる余裕は全くない状況です。しばらくは4年生に専念しな  
いといけないことも事実で、最終年度ということも具体的に触れることは難  
しいと思います。ただ、方策としてそれまでに何か考えないといけない。例

えば5・6年生も同じような教室ではなくて、別の教室でやるとか、やり方自体を考えないといけないので、その意味も含めて「総合的に」と書いているところです。

確かに委託を始めているのに欠員数が増えているところです。これは入室児童数が増えていますので、抜本的な対策が必要だと思っているところです。現在でも採用活動等をやっているのですが、それに加えて、例えば今までは広告を載せてとかいうことはしてなかったのですが、新たな分野に採用活動を広げるということも考えないといけない。それに関しては一定の期間を要すると考えているところです。

事務局

「こどもプラザ事業と一体型の運営」というところでご質問いただいたのですが、平成25年度から連携をさらに進めてきており、「一体型」という言葉にその当時現場の指導員の方も反発があったのですが、「一体型の運営」は一つになるという意味ではなく、国の目指している一体型というのが、新放課後子ども総合プラン、その前の放課後子ども総合プランもそうなのですが、要件として両事業を同じ小学校の中でやりましょう、それと共通のプログラム、具体的に言いますとグラウンドで一緒に遊ぶ時間に両事業の子ども達と一緒に遊ぶ時間を設けましょう、また避難訓練とかを一緒にやりましょうということが「一体的な運営」となっていて、決して一つでやるという意味ではありません。太陽の広場のフレンドに来られる方が委員の中に何名かいて、現場の方もこどもプラザ事業についてわかっていますし、不安は大分なくなってきたのではないかと思います。そういうことは周知していきたいと思っています。あと、太陽の広場を週5日やっているのは、今36校中1校になります。ただし、長期の休業中とかはやっておりませんので、年間190日程度開催しております。

委員

これは、提供体制・確保方策に入れる必要があるのですか。事業をすることそのものに共通のプログラムを一緒にしましょうということに反対するものではないです。子どもの数に対してこれだけの提供が必要ですよということに入れてしまうと、そのプログラムだけじゃなくて全体的にそうしますと捉えてしまう。

事務局

関連施策のほうに入れたほうが、ということですね。

委員

ここに入ると、意味が変わってくると思うので。

事務局

それと138ページのモデル事業の件ですが、当初5年、6年を受け入れるということでしたが、それが難しいというところで、一旦4年生までとしました。先行的にということですよ。5～6年生の受け入れが始まると、「モデル」という言葉は取れると考えています。

委員

ということは、ずっと6年生までを考えている中でということですね。

事務局

そうですね。

委員

支援が必要な子ども達の事業ではなくて、全体の中のモデルということですね、わかりました。

委員

今の116ページの提供体制と1～4年生の数が全て横並びと言うか、エクセルで言うとそのままイコールに近い状態で、結果的に全部0になっているのですが。保育の場合は、例えばどれだけ不足している、不足しているけどここで見直すというやり方があります。絵に描いた餅じゃないので、実際これでいける自信があるのですか。

事務局

施設確保の問題と人材確保の問題がありまして、私ども単体で、例えば建物を建てるということではできないので、そのあたりに関しては小学校の児童数の増加で、例えば増築をするとか、流動的な部分があります。そういう想定をなかなかできないところがありますので、一定の想定は全てした場合ということです。



委員	現在の受入人数に対して来年度は、どれだけ、実際はこれだけ増えているという数字を表してもらったほうが、どれだけ指導員さんが要るのかというのがわかりやすいと思うのですが、いつも言っていますが、保育でこれだけ騒いで、そのまま学童へ行くわけですから、本来なら学童も同じぐらいスクラム組まないとダメです。もっと全庁をあげてやっていただくようなことだと思います。その子ども達が結局吹田に残ってそのままいるということは、長い目で見た時は財産になると思うので。大変と思いますが、頑張ってください。
委員	104ページの「最終年度までに、既存幼稚園6か所を認定こども園に移行」というのは、ほぼ幼稚園じゃなくてこども園にしてしまうということですか。
事務局	今現在は計画ですので、公立・私立、別段決めているわけではないのですが、移行希望のアンケートをこの夏に実施しております。認定こども園への移行はなかなか手を挙げていただけないというのがありますので、そうなってくると2号の受入れをどこかでしないといけないことから、公立でも実施していく必要があると思っています。その中で言いますと、今現在認定こども園になっているところが半分ありますので、幼稚園が認定こども園になることによって、2号の受入れを増やすことができます。必然的に認定こども園に既になっているところを増やすのはキャパの関係で難しいですが、幼稚園を認定こども園にすることはやりやすいとは思っています。
委員	私は今幼稚園に子どもを通わせているのですが、こども園になると幼稚園側に入るのが、人数が少なくてなかなか入りづらいというのがあって、小学校区内で入るのが難しく、結局学区外に通い、小学校に入る時に周りにお友達がいらない状態になるという問題もあるようです。こども園にされてしまうと、幼稚園に通いたいお母さん達が困ってしまうのではないかと思います。今は1号認定、2号認定で受入人数が決まっていますよね。それを移動させることはできないのですか。例えば、1号認定は今回10人入園可能でも15人希望が来てしまって、でも2号認定は少なかったから15人受け入れますとはならないのですか。
事務局	まず、保育で3歳児の枠となります。4～5歳は比較的各保育所空いていますので。2号の3歳児の受入れをどこかでしないといけない。今現在、幼稚園は4～5歳ですが、それがなることによって現状と比較して減るということはないはずで。3歳児は元々受入れしていないわけですから。3歳児の1号の受入れが始まるということで、全体で見れば既になっているところの3歳児の1号は総数としては当然増えてくる数にはなります。ただ、4～5歳で比較的入りやすかったという部分は正直ありますので、そこについてはハード的な問題はありますが、1号認定の定員と2号認定の定員については、ある一定必要数をできるだけ確保するように調整をすることも視野に入れながら検討していきたいと思っています。
会長	よろしいでしょうか。
事務局	他にご意見、ご質問がなければ、事務局からお願いします。 審議会ですらいただいたご意見を踏まえ、第2期事業計画素案についてパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの意見結果を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画素案を修正することがございますので、ご承知おきをお願いします。修正内容については、次回審議会でご説明いたします。
委員	パブリックコメントは、いつからいつまでですか。
事務局	10月下旬から30日間受け付けます。
会長	他にご質問等がなければ、次の案件「(3)吹田市子ども・子育て支援事

業計画平成30年度施策・事業実施報告について」説明をお願いします。

事務局  
会長  
委員

(資料4の説明)

ご意見、ご質問はありませんか。

子育て広場は、21ページに利用者の状況がありますが、市内に8か所あります。のびのび子育てプラザでは、子育て広場と同じような事業内容を拡大した形でされているが、子育て広場との連携が全くできていない。地域の中では、利用者支援事業の中味を私達は10年間やってきています。今何が問題かと言うと、市の補助事業として、各グループや民間団体が手を挙げて始めた事業ですが、運営上厳しいのはもちろんですが、担っている人員が年齢的にも疲弊している状態です。保育士、学童の指導員でさえ少なく確保できない状況の中で、時給500円～700円程度でお母さん達に来てほしいと言うのが気の毒だと8か所全部が言っています。一代限りでここはなくなっても仕方がないという話をしています。今年の実績を見てもらうとわかると思いますが、4～6日の開設状況の中で、狭い中で、中味としては1か月児から未就園児のところまでやってきて、学童に行く前の相談とか、本当に色々な問題に対応してきているのが実情です。だけど、ここを何とか私達は吹田市の中で継続してやっていきたい。もう少し連携するシステムとか、どこと具体的にどのような協力ができるのか、明確にしていければと思っています。

会長

他にご意見、ご質問がなければ、次の案件「(4) 留守家庭児童育成室の委託について」説明をお願いします。

事務局

(資料5の説明)

ご意見、ご質問はありませんか。

委員

12か所が当初の計画で、今回の3か所募集というところで12か所になるという計画だと思いますが、そもそもの12か所の算出方法が6年生まで年限延長をした場合というところで始まったと思います。子どもの人数がすごく増えていることと、指導員確保が難しくなっている状況の中で、12のまま留まる予定なのかどうなのか、すごく気になるところです。実際、今年度で言う待機児童が学童でも発生して、夏休みぐらまで続いていたとも聞いています。今後確保が厳しくなってくる場合の選択肢として12よりもさらに増やすことを考えておられるのか、年限を4年まで上げたけど3年まで戻すことによって、確保の人数を減らすのか、待機児童をうまざるを得なくなってくるのかとか、そのような展望があるのかお聞きしたい。一昨年5学級を民間委託する時に、20人程度の先生方の欠員解消を見込んでいましたが、逆に子どもが増えたこともあり全然数字が合わないというところがありました。10人程度というのは10人程度になるのかも聞かせてほしいと思います。

事務局

おっしゃるとおり児童数が増えており、なかなか追いついていないのが現状です。10人程度解消したところで欠員が解消できるのかと言うと難しい部分ではあります。ただ今回12か所が完了しましたら、その先についてはまだ決まっておられません。12か所決まった段階で早急に先ほど申し上げたように色々な選択肢があると思いますが、次の段階に向けて早急に進めないといけないと思っています。

会長

よろしいでしょうか。

委員

まだわからないということですよ。

委員

今現在委託されているところを教えてください。

事務局

まず、資料3の118ページの吹六、119ページの佐井寺、122ページの山三、123ページの北山田、千里丘北、124ページの藤白台、125ページの青山台、桃山台、千里たけみ、以上になります。

会長

他にございませんか。なければ、最後に「(5) その他」について事務局からお願いします。

事務局	次回開催予定ですが、来年1月下旬から2月上旬を予定しております。概ね1か月前に開催のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
会長	皆さんよろしいでしょうか。 本日の審議会はこれで終了します。皆さんお疲れさまでした。